市民部市民相談課

議案第79号資料

1 事 業 名

所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定

2 事業の概要

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、令和5年4月以降の地方公共団体における個人情報の取扱い等は、民間事業者、国の行政機関等と同様に一律に規制されるため、現行の条例を廃止し、手数料等の必要な事項について新たに条例で定めるものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様に条例等の整備を予定している。

- 4 市民参加の実施の有無とその内容
 - ・所沢市情報公開・個人情報保護審議会(2回開催)
 - ・パブリックコメント手続

実施期間 令和 4 年 7 月 21 日~8 月 19 日

意見提出者数 1名

意見数 1件

- 5 関係法令、基本計画との整合性 個人情報の保護に関する法律、所沢市自治基本条例等
- 6 事業費及びその財源等なし
- 7 その他

添付資料

- 新旧対照表
- ・個人情報保護制度の改正について

議案第79号 所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例

◎所沢市自治基本条例の一部改正(附則第4条関係)

(個人情報の保護)

第17条 略

2 市民は、市が保有する自らの情報について、個人情報の保護に関す る法律(平成15年法律第57号)で定めるところにより開示、訂 正、削除又は目的外利用等の中止を求めることができます。

(個人情報の保護)

第17条 略

2 市民は、市が保有する自らの情報について、別に条例で定めるとこ ろにより開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を求めることがで きます。

◎所沢市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正(附則第5条関係)

(設置)

- 第2条 所沢市情報公開条例(平成13年条例第6号。以下「情報公開 | 条例」という。) 第20条及び個人情報の保護に関する法律(平成 15年法律第57号) 第105条第3項において準用する同条第1項 の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議をするため、所 沢市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設 置する。
- 2 審査会は、前項に規定する調査審議を通じて必要があると認めると きは、情報公開及び個人情報保護に関する事項について、実施機関 (情報公開条例第2条第1項の実施機関及び所沢市個人情報の保護に 関する法律施行条例(令和4年条例第 号)第4条に規定する市の 機関をいう。以下同じ。)に意見を述べることができる。

(設置)

- 第2条 所沢市情報公開条例(平成13年条例第6号。以下「情報公開 条例」という。)第20条及び所沢市個人情報保護条例(平成13年 条例第7号。以下「個人情報保護条例」という。)第30条の規定に よる諮問に応じ、審査請求について調査審議をするため、所沢市情報 公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 審査会は、前項に規定する調査審議を通じて必要があると認めると きは、情報公開及び個人情報保護に関する事項について、実施機関 (情報公開条例第2条第1項及び個人情報保護条例第2条第1項に規 定する実施機関をいう。以下同じ。) に意見を述べることができる。

◎所沢市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正(附則第7条関係)

(設置)

第2条 所沢市情報公開条例(平成13年条例第6号。以下「情報公開」 条例」という。) に基づく情報公開制度及び個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)に基づく個人情報保護制度の適正か つ円滑な運営を図るため、所沢市情報公開・個人情報保護審議会(以 下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第3条 審議会は、実施機関(情報公開条例第2条第1項の実施機関及 び所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)第4条に規定する市 の機関(第2号において「市の機関」という。)をいう。以下同 じ。) の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 略
 - (2) 個人情報保護法施行条例の規定により市の機関が審議会の意見を 聴くこととされた事項

2 略

(設置)

- 第2条 所沢市情報公開条例(平成13年条例第6号。以下「情報公開 条例」という。) に基づく情報公開制度及び所沢市個人情報保護条例 (平成13年条例第7号。以下「個人情報保護条例」という。) に基 づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、所沢市情報 公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。 (所堂事項)
- 第3条 審議会は、実施機関(情報公開条例第2条第1項及び個人情報 保護条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。) の諮 問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 略
 - (2) 個人情報保護条例の規定により実施機関が審議会の意見を聴くこ ととされた事項
- 2 審議会は、個人情報保護条例の規定により実施機関が審議会に報告 することとされた事項の報告を受ける。
- 3 略

◎所沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正(附則第9条関係)

(個人情報の保護)

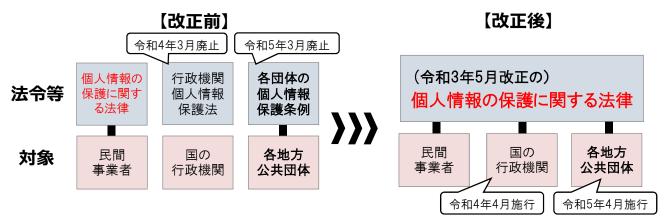
第9条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者 | 第9条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者 (以下この条において「従事者」という。) は、個人情報の保護に関 する法律(平成15年法律第57号)の定めるところにより、個人情 報が適切に保護されるよう必要な措置を講じるとともに、当該公の施 設の管理に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に 利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指 定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とす る。

(個人情報の保護)

(以下この条において「従事者」という。) は、所沢市個人情報保護 条例(平成13年条例第7号)の趣旨にのっとり、個人情報が適切に 保護されるよう必要な措置を講じるとともに、当該公の施設の管理に 関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しては ならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消 され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。

個人情報保護制度の改正について

制度改正の全体像



上図のとおり、対象ごとに縦割りになっていた法令等が、個人情報の保護に関する法律の改正によって共通ルール化されることが、今回の制度改正の全体像となります。

制度改正の概要(法律改正部分)

<u>1.適用範囲</u>

- ・地方公共団体の機関(議会を除く。) 及び地方独立行政法人を対象とし、国と 同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門 と同じ規律を適用(ただし、4、5、6 に係る部分を除く。)

2.定義の一元化

・個人情報の定義について、国及び民間 部門と同じ規律を適用

例:容易照合可能性、個人識別符号、要 配慮個人情報等

3.個人情報の取扱い

・個人情報の取扱いについて、国と同じ 規律を適用

例:保有の制限、安全管理措置、利用及 び提供の制限等

4.個人情報ファイル簿の作成・公表

・個人情報保護ファイル簿の作成・公表 について、国と同じ規律を適用

※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人 情報ファイルの範囲は国と同様とする。

5.自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

・開示等の請求権や要件、手続は主要な 部分を法律で規定

6.匿名加工情報の提供制度の導入

・匿名加工情報の提供制度(定期的な提案募集)について、国と同じ規律を適用 ※ただし、経過措置として、当分の間、都道 府県及び指定都市について適用することとし、 他の地方公共団体は任意とする。

7.個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体に おける個人情報の取扱い等に関し、国の行 政機関と同様の監督等を行う。
- ・地方公共団体は個人情報の取扱いに関し、 個人情報保護委員会に対し、必要な情報の 提供又は助言を求めることが可能

例:個人情報の提供を行う場合、匿名加工 情報の作成を行う場合

8.施行期日等

- ・施行期日は、政令で定める日とする(地 方公共団体は令和5年4月1日とする。)。
- ・地方公共団体は、手数料等の法律の施行に必要な条例を制定
- ・法律の施行に必要な条例等の制定、改正 等を行ったときは、その旨及びその内容を 個人情報保護委員会に届出
- ・国は個人情報の適正な取扱いを確保する ため、地方公共団体の準備等について必要 な助言(ガイドライン等)を行う。

所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例での対応(条例制定部分)

手数料等、審議会への諮問及び経過措置等の法律の施行に必要な事項を条例で定める。